

新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)(抄)

改正後	改正前
<p>(整備基準)</p> <p>第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める<u>基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に</u>従い、行わなければならない。</p> <p>2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める<u>基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に</u>従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(整備基準)</p> <p>第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならない。</p> <p>2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

公営住宅等整備基準(平成十年建設省令第八号)(抄)

改正後(参酌基準)	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)の整備に関する<u>基準を事業主体が条例で定めるに当たつて参酌すべき基準を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)の整備に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(住宅の基準)</p> <p>第八条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。</p> <p>2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</p>	<p>(住宅の基準)</p> <p>第八条 同左</p> <p>2 住宅には、<u>原則として外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして国土交通大臣が定める措置(気候、風土その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置)</u>が講じられていなければならない。<u>ただし、公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取り又は同条第六号に規定する公営住宅の借上げ(公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の</u></p>

<p>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</p> <p>4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</p> <p>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。</p>	<p><u>整備等に関する特別措置法第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る公営住宅については、この限りでない。</u></p> <p>3 住宅の床及び外壁の開口部には、<u>原則として</u>当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして国土交通大臣が定める措置(住宅事情その他の地域の实情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置)が講じられていなければならない。<u>ただし、前項ただし書に規定する公営住宅については、この限りでない。</u></p> <p>4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、<u>原則として</u>当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして国土交通大臣が定める措置(気候、風土その他の地域の实情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置)が講じられていなければならない。<u>ただし、第二項ただし書に規定する公営住宅については、この限りでない。</u></p> <p>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、<u>原則として</u>構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして国土交通大臣が定める措置(気候、風土その他の地域の实情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置)が講じられていなければならない。<u>ただし、第二項ただし書に規定する公営住宅については、この限りでない。</u></p>
<p>(住戸の基準) 第九条 公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、<u>二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(住戸の基準) 第九条 公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、<u>十九平方メートル以上とする。ただし、住宅事情その他の地域の实情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が床面積の合計に係る基準を別に定める場合は、この限りでない。</u></p>

<p>2 公営住宅の各住戸には、<u>台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</u></p> <p>3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。</p>	<p>2 公営住宅の各住戸には、<u>給水、排水及び電気の設備並びに便所が設けられていなければならない。</u></p> <p>3 公営住宅の各住戸には、<u>原則として炊事、入浴、ガス及びテレビジョン受信の設備並びに電話配線が設けられていなければならない。ただし、住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が住戸の設備に係る基準を別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 公営住宅の各住戸には、<u>原則として居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして国土交通大臣が定める措置（住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置）が講じられていなければならない。ただし、前条第二項ただし書に規定する公営住宅については、この限りでない。</u></p>
<p>(住戸内の各部)</p> <p>第十条 住戸内の各部には、<u>移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。</u></p>	<p>(住戸内の各部)</p> <p>第十条 住戸内の各部には、<u>原則として移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして国土交通大臣が定める措置（住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置）が講じられていなければならない。ただし、第八条第二項ただし書に規定する公営住宅については、この限りでない。</u></p>
<p>(共用部分)</p> <p>第十一条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、<u>高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p>	<p>(共用部分)</p> <p>第十一条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、<u>原則として高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして国土交通大臣が定める措置（住宅事情その他の地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に措置を定める場合には、その措置）が講じられていなければならない。ただし、第八条第二項ただし書に規定する公営住宅については、この限りでない。</u></p>